

第6章



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

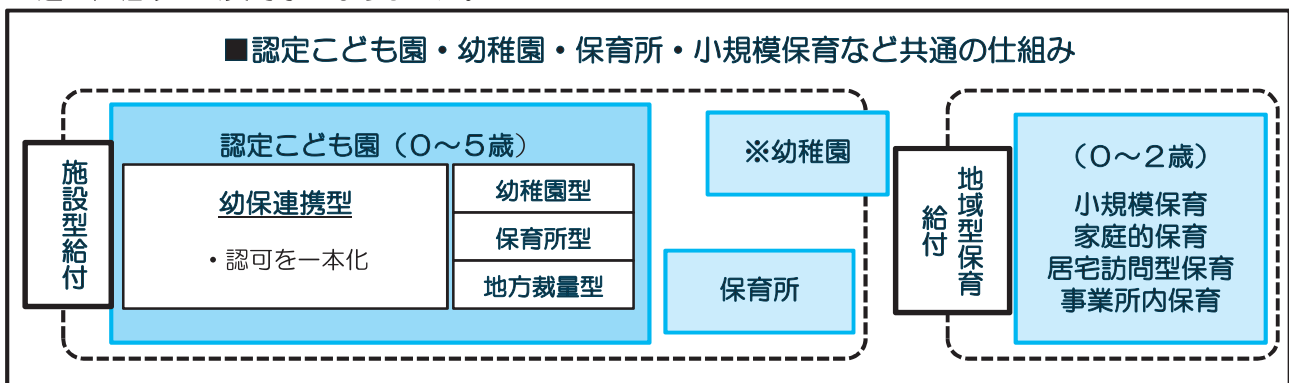
の量の見込みと確保方策

（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成 27（2015）年 4 月、全国で一斉に「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）がスタートしました。この新制度は、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法に基づく制度で、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するものです。子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になってきているため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

新制度では、3 歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。



※幼稚園は、「子ども・子育て支援新制度へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できます。

また、それまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と分かれていた実施主体が、新制度においては、従来からの私学助成を受ける施設を除き市町村に一本化されました。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

新制度の財源については、「社会保障・税一体改革」において「子ども・子育て」が社会保障分野の一つとして位置づけられ、消費税率引き上げに伴う増収分が充当されることとなりました。さらに、次ページの右表で示した 13 事業が、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の実績に応じて実施することとなりました。

■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>■施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 <p>■地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人以上 19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 <p>■児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人への現金給付 	<ol style="list-style-type: none"> ①妊婦健康診査 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③子育て短期支援事業 ④養育支援訪問事業 ⑤病児保育事業 ⑥利用者支援事業 ⑦延長保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

2 「量の見込みと確保方策」について

「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

本市では、平成27(2015)年度からの「川崎市子どもの未来応援プラン」において、平成31(2019)年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

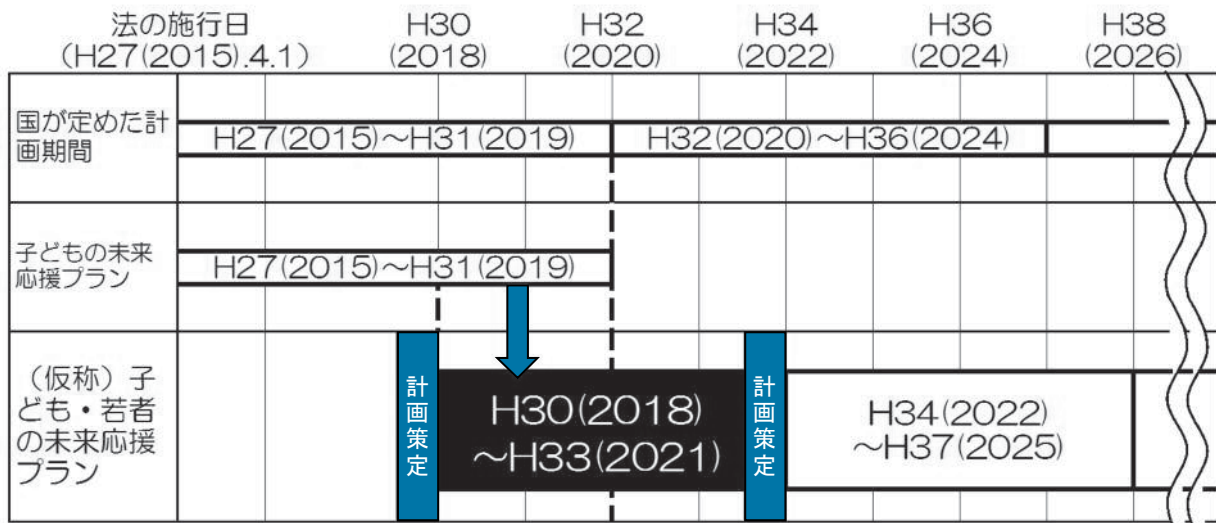
今回の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、子どもの未来応援プランの中間評価を行い、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、平成31(2019)年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

＜教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業＞

教育・保育施設 地域型保育事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ●施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ●地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） ●養育支援訪問事業 ●病児保育事業（病児・病後児保育事業） ●利用者支援事業 ●延長保育事業 ●放課後児童健全育成事業 ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業） ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係＞



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条は、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、原則として行政区ごとに保育の必要性に応じた支給認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。ただし、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合があります。

（2）教育・保育に関する施設・地域型保育事業

ア 教育・保育に関する施設

（ア）認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

（イ）幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

（ウ）保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

イ 地域型保育事業

家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近いきめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（3）教育・保育の利用区分

ア 教育・保育の利用区分について

新制度では、教育・保育に関する施設や地域型保育事業の利用にあたって、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

イ 保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。

「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。

本市では、現行の入所要件（月16日以上かつ1日あたり4時間以上の就労）を踏まえ、下限時間を「月64時間（ただし、月16日以上かつ1日あたり4時間以上）」として「量の見込み」を算出するものとします。

4）教育・保育の量の見込みの考え方

ア 教育・保育の量の見込みについて

「川崎市子どもの未来応援プラン」では、「川崎市子ども・子育てに関する調査（平成25（2013）年度）の結果から、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き（平成26（2014）年1月内閣府）」に基づき算出した数値をもとに、利用実態に即したものとすよう補正を行い、量を見込みました。

＜川崎市子ども・子育てに関する調査＞

- 実施時期：平成 25（2013）年 9 月 27 日（金）から 10 月 18 日（金）まで
- 調査数：無作為抽出により就学前の子どもの保護者 15,000 件、小学生の保護者 3,000 件
- 回収率：46.5%（就学前）、44.6%（就学）

今回の見直しは、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】（平成 29（2017）年 6 月内閣府）」を参考とし、「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成 29（2017）年 5 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

イ 就学前児童の将来人口推計について

「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成 29（2017）年 5 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、各歳児の年度当初（4 月 1 日）時点での就学前推計児童数を算出しています。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号 認定に該当）	0歳 （3号認定に 該当）	1～2歳 （3号認定に 該当）	合計
平成 29 （2017）年度（実績）	39,528	13,984	28,278	81,790
平成 30 （2018）年度	39,572	14,394	28,233	82,199
平成 31 （2019）年度	39,853	14,497	28,437	82,787
平成 32 （2020）年度	40,138	14,606	28,645	83,389
平成 33 （2021）年度	39,894	14,527	28,480	82,901
平成 34 （2022）年度	39,653	14,450	28,318	82,421

（5）教育・保育の量の見込みと確保方策

平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度の 4 月 1 日時点での各年齢区分の量の見込みと確保方策は次のとおりです。なお、量の見込みに対応し確保する方策の内訳は、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）です。

- ※ 教育・保育の量の見込みについては、平成 33（2021）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、平成 34（2022）年 4 月についても定めます。

■全市域

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	20,853	14,910	1,942	9,486	11,428	47,191	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	14,910	1,942	9,486	11,428	26,338
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,452	0	-	-	-	1,452
			私学助成を受ける幼稚園	19,401	0	-	-	-	19,401
		地域型保育事業	-	-	164	497	661	661	
		認可外保育施設等	-	1,393	607	2,499	3,106	4,499	
		合計	20,853	16,303	2,713	12,482	15,195	52,351	
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
		教育保育施設	19,762	17,130	2,144	10,101	12,245	49,137	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	16,589	2,144	10,101	12,245	28,834
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,889	44	-	-	-	1,933
			私学助成を受ける幼稚園	17,873	497	-	-	-	18,370
		地域型保育事業	-	-	230	570	800	800	
認可外保育施設等	-	365	1,092	3,681	4,773	5,138			
		合計	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	
		教育保育施設	19,067	18,324	2,370	11,035	13,405	50,796	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	17,724	2,370	11,035	13,405	31,129
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,407	64	-	-	-	2,471
			私学助成を受ける幼稚園	16,660	536	-	-	-	17,196
		地域型保育事業	-	-	278	757	1,035	1,035	
認可外保育施設等	-	267	1,064	3,518	4,582	4,849			
		合計	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680	

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403	
	確保方策	教育保育施設	18,454	19,361	2,578	11,885	14,463	52,278	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	18,761	2,578	11,885	14,463	33,224
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,744	78	-	-	-	2,822
			私学助成を受ける幼稚園	15,710	522	-	-	-	16,232
		地域型保育事業	-	-	325	946	1,271	1,271	
		認可外保育施設等	-	341	1,057	3,456	4,513	4,854	
合計		18,454	19,702	3,960	16,287	20,247	58,403		
平成33 (2021)	量の見込み		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693	
	確保方策	教育保育施設	17,867	20,379	2,785	12,730	15,515	53,761	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	19,779	2,785	12,730	15,515	35,294
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,246	84	-	-	-	3,330
			私学助成を受ける幼稚園	14,621	516	-	-	-	15,137
		地域型保育事業	-	-	373	1,135	1,508	1,508	
		認可外保育施設等	-	204	1,008	3,212	4,220	4,424	
合計		17,867	20,583	4,166	17,077	21,243	59,693		
平成34 (2022)	量の見込み		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979	
	確保方策	教育保育施設	17,298	21,351	2,983	13,540	16,523	55,172	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,751	2,983	13,540	16,523	37,274
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,139	84	-	-	-	3,223
			私学助成を受ける幼稚園	14,159	516	-	-	-	14,675
		地域型保育事業	-	-	419	1,326	1,745	1,745	
		認可外保育施設等	-	100	969	2,993	3,962	4,062	
合計		17,298	21,451	4,371	17,859	22,230	60,979		

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	49.9	44.2	24.1	50.8	41.8
平成31(2019)年4月	47.8	46.6	25.6	53.8	44.3
平成32(2020)年4月	46.0	49.1	27.1	56.9	46.8
平成33(2021)年4月	44.8	51.6	28.7	60.0	49.4
平成34(2022)年4月	43.6	54.1	30.2	63.1	52.0

■川崎区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳			
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	2,901	2,000	262	1,229	1,491	6,392	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,000	262	1,229	1,491	3,491
			幼稚園・認定こども園（1号）	176	0	-	-	-	176
			私学助成を受ける幼稚園	2,725	0	-	-	-	2,725
			地域型保育事業	-	-	28	99	127	127
		認可外保育施設等	-	182	37	219	256	438	
合計		2,901	2,182	327	1,547	1,874	6,957		
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	2,455	2,336	401	1,790	2,191	6,982	
		教育保育施設	2,455	2,298	294	1,287	1,581	6,334	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,080	294	1,287	1,581	3,661
			幼稚園・認定こども園（1号）	148	13	-	-	-	161
			私学助成を受ける幼稚園	2,307	205	-	-	-	2,512
		地域型保育事業	-	-	38	103	141	141	
認可外保育施設等	-	38	69	400	469	507			
合計		2,455	2,336	401	1,790	2,191	6,982		
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169	
		教育保育施設	2,383	2,456	320	1,403	1,723	6,562	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,235	320	1,403	1,723	3,958
			幼稚園・認定こども園（1号）	311	29	-	-	-	340
			私学助成を受ける幼稚園	2,072	192	-	-	-	2,264
		地域型保育事業	-	-	43	126	169	169	
認可外保育施設等	-	9	58	371	429	438			
合計		2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169		

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		2,316	2,594	441	2,010	2,451	7,361	
	確保方策	教育保育施設	2,316	2,593	343	1,508	1,851	6,760	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,372	343	1,508	1,851	4,223
			幼稚園・認定こども園（1号）	300	29	-	-	-	329
			私学助成を受ける幼稚園	2,016	192	-	-	-	2,208
		地域型保育事業	-	-	48	149	197	197	
		認可外保育施設等	-	1	50	353	403	404	
合計		2,316	2,594	441	2,010	2,451	7,361		
平成33 (2021)	量の見込み		2,251	2,688	455	2,094	2,549	7,488	
	確保方策	教育保育施設	2,251	2,688	366	1,611	1,977	6,916	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,467	366	1,611	1,977	4,444
			幼稚園・認定こども園（1号）	290	28	-	-	-	318
			私学助成を受ける幼稚園	1,961	193	-	-	-	2,154
		地域型保育事業	-	-	53	172	225	225	
		認可外保育施設等	-	0	36	311	347	347	
合計		2,251	2,688	455	2,094	2,549	7,488		
平成34 (2022)	量の見込み		2,187	2,779	468	2,176	2,644	7,610	
	確保方策	教育保育施設	2,187	2,779	387	1,710	2,097	7,063	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,558	387	1,710	2,097	4,655
			幼稚園・認定こども園（1号）	280	28	-	-	-	308
			私学助成を受ける幼稚園	1,907	193	-	-	-	2,100
		地域型保育事業	-	-	58	195	253	253	
		認可外保育施設等	-	0	23	271	294	294	
合計		2,187	2,779	468	2,176	2,644	7,610		

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	44.3	42.2	21.2	46.5	38.2
平成31(2019)年4月	42.9	44.3	22.2	49.2	40.3
平成32(2020)年4月	41.5	46.5	23.2	51.9	42.4
平成33(2021)年4月	40.8	48.7	24.2	54.7	44.6
平成34(2022)年4月	40.1	50.9	25.1	57.4	46.8

■幸区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳			
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	2,914	1,927	271	1,242	1,513	6,354	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,927	271	1,242	1,513	3,440
			幼稚園・認定こども園（1号）	100	0	-	-	-	100
			私学助成を受ける幼稚園	2,814	0	-	-	-	2,814
			地域型保育事業	-	-	20	79	99	99
		認可外保育施設等	-	105	65	231	296	401	
		合計	2,914	2,032	356	1,552	1,908	6,854	
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	2,253	2,192	443	1,803	2,246	6,691	
		教育保育施設	2,253	2,180	280	1,299	1,579	6,012	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,160	280	1,299	1,579	3,739
			幼稚園・認定こども園（1号）	316	3	-	-	-	319
			私学助成を受ける幼稚園	1,937	17	-	-	-	1,954
			地域型保育事業	-	-	38	87	125	125
		認可外保育施設等	-	12	125	417	542	554	
合計	2,253	2,192	443	1,803	2,246	6,691			
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014	
		教育保育施設	2,187	2,320	310	1,420	1,730	6,237	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,300	310	1,420	1,730	4,030
			幼稚園・認定こども園（1号）	306	3	-	-	-	309
			私学助成を受ける幼稚園	1,881	17	-	-	-	1,898
			地域型保育事業	-	-	44	111	155	155
		認可外保育施設等	-	42	136	444	580	622	
合計	2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014			

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		2,123	2,541	539	2,155	2,694	7,358	
	確保方策	教育保育施設	2,123	2,453	338	1,534	1,872	6,448	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,433	338	1,534	1,872	4,305
			幼稚園・認定こども園（1号）	263	2	-	-	-	265
			私学助成を受ける幼稚園	1,860	18	-	-	-	1,878
		地域型保育事業	-	-	50	136	186	186	
		認可外保育施設等	-	88	151	485	636	724	
合計		2,123	2,541	539	2,155	2,694	7,358		
平成33 (2021)	量の見込み		2,062	2,652	573	2,277	2,850	7,564	
	確保方策	教育保育施設	2,062	2,583	366	1,647	2,013	6,658	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,563	366	1,647	2,013	4,576
			幼稚園・認定こども園（1号）	254	2	-	-	-	256
			私学助成を受ける幼稚園	1,808	18	-	-	-	1,826
		地域型保育事業	-	-	56	161	217	217	
		認可外保育施設等	-	69	151	469	620	689	
合計		2,062	2,652	573	2,277	2,850	7,564		
平成34 (2022)	量の見込み		2,002	2,760	607	2,397	3,004	7,766	
	確保方策	教育保育施設	2,002	2,743	394	1,756	2,150	6,895	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,723	394	1,756	2,150	4,873
			幼稚園・認定こども園（1号）	246	2	-	-	-	248
			私学助成を受ける幼稚園	1,756	18	-	-	-	1,774
		地域型保育事業	-	-	62	186	248	248	
		認可外保育施設等	-	17	151	455	606	623	
合計		2,002	2,760	607	2,397	3,004	7,766		

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	47.0	45.8	25.0	51.7	42.7
平成31(2019)年4月	44.7	48.2	27.1	55.4	45.9
平成32(2020)年4月	42.4	50.7	29.2	59.2	49.1
平成33(2021)年4月	41.5	53.3	31.2	63.0	52.3
平成34(2022)年4月	40.5	55.9	33.3	66.7	55.5

■中原区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
平成29 (2017) (実績)	教育保育施設		3,036	2,864	372	1,879	2,251	8,151
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,864	372	1,879	2,251	5,115
		幼稚園・認定こども園（1号）	159	0	-	-	-	159
		私学助成を受ける幼稚園	2,877	0	-	-	-	2,877
	地域型保育事業		-	-	40	82	122	122
	認可外保育施設等		-	451	196	709	905	1,356
合計		3,036	3,315	608	2,670	3,278	9,629	
平成30 (2018)	量の見込み		2,792	3,766	885	3,302	4,187	10,745
	教育保育施設		2,792	3,690	461	2,229	2,690	9,172
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,580	461	2,229	2,690	6,270
		幼稚園・認定こども園（1号）	148	6	-	-	-	154
		私学助成を受ける幼稚園	2,644	104	-	-	-	2,748
	地域型保育事業		-	-	44	95	139	139
認可外保育施設等		-	76	380	978	1,358	1,434	
合計		2,792	3,766	885	3,302	4,187	10,745	
平成31 (2019)	量の見込み		2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101
	教育保育施設		2,605	3,955	520	2,444	2,964	9,524
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,824	520	2,444	2,964	6,788
		幼稚園・認定こども園（1号）	142	7	-	-	-	149
		私学助成を受ける幼稚園	2,463	124	-	-	-	2,587
	地域型保育事業		-	-	59	138	197	197
認可外保育施設等		-	52	382	946	1,328	1,380	
合計		2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101	

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		2,448	4,254	1,039	3,761	4,800	11,502	
	確保方策	教育保育施設	2,448	4,198	575	2,639	3,214	9,860	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,067	575	2,639	3,214	7,281
			幼稚園・認定こども園（1号）	137	7	-	-	-	144
			私学助成を受ける幼稚園	2,311	124	-	-	-	2,435
		地域型保育事業	-	-	72	182	254	254	
		認可外保育施設等	-	56	392	940	1,332	1,388	
合計		2,448	4,254	1,039	3,761	4,800	11,502		
平成33 (2021)	量の見込み		2,300	4,481	1,113	3,978	5,091	11,872	
	確保方策	教育保育施設	2,300	4,458	630	2,837	3,467	10,225	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,327	630	2,837	3,467	7,794
			幼稚園・認定こども園（1号）	132	7	-	-	-	139
			私学助成を受ける幼稚園	2,168	124	-	-	-	2,292
		地域型保育事業	-	-	87	226	313	313	
		認可外保育施設等	-	23	396	915	1,311	1,334	
合計		2,300	4,481	1,113	3,978	5,091	11,872		
平成34 (2022)	量の見込み		2,160	4,712	1,188	4,198	5,386	12,258	
	確保方策	教育保育施設	2,160	4,708	684	3,027	3,711	10,579	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,577	684	3,027	3,711	8,288
			幼稚園・認定こども園（1号）	127	8	-	-	-	135
			私学助成を受ける幼稚園	2,033	123	-	-	-	2,156
		地域型保育事業	-	-	100	272	372	372	
		認可外保育施設等	-	4	404	899	1,303	1,307	
合計		2,160	4,712	1,188	4,198	5,386	12,258		

（参考）各認定区分の二歳割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	39.1	52.8	30.4	61.6	50.6
平成31(2019)年4月	35.8	55.1	32.4	64.6	53.3
平成32(2020)年4月	33.1	57.5	34.4	67.6	55.9
平成33(2021)年4月	30.7	59.9	36.5	70.7	58.7
平成34(2022)年4月	28.6	62.3	38.5	73.8	61.4

■高津区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	3,606	2,387	296	1,517	1,813	7,806	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,387	296	1,517	1,813	4,200
			幼稚園・認定こども園（1号）	31	0	-	-	-	31
			私学助成を受ける幼稚園	3,575	0	-	-	-	3,575
			地域型保育事業	-	-	17	48	65	65
		認可外保育施設等	-	180	107	463	570	750	
合計		3,606	2,567	420	2,028	2,448	8,621		
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	3,426	2,668	552	2,258	2,810	8,904	
		教育保育施設	3,426	2,604	329	1,563	1,892	7,922	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,534	329	1,563	1,892	4,426
			幼稚園・認定こども園（1号）	29	1	-	-	-	30
			私学助成を受ける幼稚園	3,397	69	-	-	-	3,466
			地域型保育事業	-	-	32	77	109	109
認可外保育施設等	-	64	191	618	809	873			
合計		3,426	2,668	552	2,258	2,810	8,904		
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142	
		教育保育施設	3,347	2,810	365	1,709	2,074	8,231	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,706	365	1,709	2,074	4,780
			幼稚園・認定こども園（1号）	28	1	-	-	-	29
			私学助成を受ける幼稚園	3,319	103	-	-	-	3,422
			地域型保育事業	-	-	39	106	145	145
認可外保育施設等	-	11	187	568	755	766			
合計		3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142		

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		3,302	2,976	630	2,509	3,139	9,417	
	確保方策	教育保育施設	3,302	2,967	398	1,840	2,238	8,507	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,863	398	1,840	2,238	5,101
			幼稚園・認定こども園（1号）	215	7	-	-	-	222
			私学助成を受ける幼稚園	3,087	97	-	-	-	3,184
		地域型保育事業	-	-	46	135	181	181	
		認可外保育施設等	-	9	186	534	720	729	
合計		3,302	2,976	630	2,509	3,139	9,417		
平成33 (2021)	量の見込み		3,258	3,087	660	2,601	3,261	9,606	
	確保方策	教育保育施設	3,258	3,087	431	1,969	2,400	8,745	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,983	431	1,969	2,400	5,383
			幼稚園・認定こども園（1号）	208	7	-	-	-	215
			私学助成を受ける幼稚園	3,050	97	-	-	-	3,147
		地域型保育事業	-	-	53	164	217	217	
		認可外保育施設等	-	0	176	468	644	644	
合計		3,258	3,087	660	2,601	3,261	9,606		
平成34 (2022)	量の見込み		3,214	3,194	689	2,689	3,378	9,786	
	確保方策	教育保育施設	3,214	3,194	462	2,091	2,553	8,961	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,090	462	2,091	2,553	5,643
			幼稚園・認定こども園（1号）	201	7	-	-	-	208
			私学助成を受ける幼稚園	3,013	97	-	-	-	3,110
		地域型保育事業	-	-	60	193	253	253	
		認可外保育施設等	-	0	167	405	572	572	
合計		3,214	3,194	689	2,689	3,378	9,786		

（参考）各認定区分の二歳割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	55.0	42.8	23.8	50.0	41.1
平成31(2019)年4月	53.6	45.2	25.5	52.7	43.5
平成32(2020)年4月	52.8	47.6	27.1	55.3	45.8
平成33(2021)年4月	52.8	50.0	28.8	58.1	48.2
平成34(2022)年4月	52.7	52.4	30.4	60.8	50.5

■宮前区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	3,640	2,262	304	1,450	1,754	7,656	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,262	304	1,450	1,754	4,016
			幼稚園・認定こども園（1号）	287	0	-	-	-	287
			私学助成を受ける幼稚園	3,353	0	-	-	-	3,353
		地域型保育事業	-	-	18	71	89	89	
		認可外保育施設等	-	134	69	319	388	522	
合計		3,640	2,396	391	1,840	2,231	8,267		
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	3,819	2,457	437	2,003	2,440	8,716	
		教育保育施設	3,819	2,456	312	1,431	1,743	8,018	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,432	312	1,431	1,743	4,175
			幼稚園・認定こども園（1号）	588	4	-	-	-	592
			私学助成を受ける幼稚園	3,231	20	-	-	-	3,251
		地域型保育事業	-	-	25	60	85	85	
認可外保育施設等	-	1	100	512	612	613			
合計		3,819	2,457	437	2,003	2,440	8,716		
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978	
		教育保育施設	3,718	2,606	340	1,562	1,902	8,226	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,581	340	1,562	1,902	4,483
			幼稚園・認定こども園（1号）	982	7	-	-	-	989
			私学助成を受ける幼稚園	2,736	18	-	-	-	2,754
		地域型保育事業	-	-	31	87	118	118	
認可外保育施設等	-	32	86	516	602	634			
合計		3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978		

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		3,621	2,818	476	2,329	2,805	9,244	
	確保方策	教育保育施設	3,621	2,754	365	1,683	2,048	8,423	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,729	365	1,683	2,048	4,777
			幼稚園・認定こども園（1号）	950	7	-	-	-	957
			私学助成を受ける幼稚園	2,671	18	-	-	-	2,689
		地域型保育事業	-	-	37	114	151	151	
		認可外保育施設等	-	64	74	532	606	670	
合計		3,621	2,818	476	2,329	2,805	9,244		
平成33 (2021)	量の見込み		3,527	2,964	490	2,462	2,952	9,443	
	確保方策	教育保育施設	3,527	2,933	389	1,805	2,194	8,654	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,908	389	1,805	2,194	5,102
			幼稚園・認定こども園（1号）	919	7	-	-	-	926
			私学助成を受ける幼稚園	2,608	18	-	-	-	2,626
		地域型保育事業	-	-	42	141	183	183	
		認可外保育施設等	-	31	59	516	575	606	
合計		3,527	2,964	490	2,462	2,952	9,443		
平成34 (2022)	量の見込み		3,436	3,105	503	2,592	3,095	9,636	
	確保方策	教育保育施設	3,436	3,074	412	1,923	2,335	8,845	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,049	412	1,923	2,335	5,384
			幼稚園・認定こども園（1号）	890	6	-	-	-	896
			私学助成を受ける幼稚園	2,546	19	-	-	-	2,565
		地域型保育事業	-	-	47	168	215	215	
		認可外保育施設等	-	31	44	501	545	576	
合計		3,436	3,105	503	2,592	3,095	9,636		

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	58.7	37.7	19.9	44.7	36.5
平成31(2019)年4月	57.1	40.5	20.8	48.3	39.3
平成32(2020)年4月	55.5	43.2	21.6	51.9	42.0
平成33(2021)年4月	54.7	46.0	22.5	55.5	44.7
平成34(2022)年4月	53.9	48.7	23.4	59.1	47.4

■多摩区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
平成29 (2017) (実績)	教育保育施設		2,532	2,063	275	1,304	1,579	6,174
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,063	275	1,304	1,579	3,642
		幼稚園・認定こども園（1号）	539	0	-	-	-	539
		私学助成を受ける幼稚園	1,993	0	-	-	-	1,993
	地域型保育事業		-	-	31	77	108	108
	認可外保育施設等		-	94	64	243	307	401
合計		2,532	2,157	370	1,624	1,994	6,683	
平成30 (2018)	量の見込み		2,311	2,409	480	1,848	2,328	7,048
	教育保育施設		2,311	2,409	301	1,393	1,694	6,414
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,339	301	1,393	1,694	4,033
		幼稚園・認定こども園（1号）	507	15	-	-	-	522
		私学助成を受ける幼稚園	1,804	55	-	-	-	1,859
	地域型保育事業		-	-	32	75	107	107
認可外保育施設等		-	0	147	380	527	527	
合計		2,311	2,409	480	1,848	2,328	7,048	
平成31 (2019)	量の見込み		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225
	教育保育施設		2,227	2,532	332	1,512	1,844	6,603
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,462	332	1,512	1,844	4,306
		幼稚園・認定こども園（1号）	490	15	-	-	-	505
		私学助成を受ける幼稚園	1,737	55	-	-	-	1,792
	地域型保育事業		-	-	38	99	137	137
認可外保育施設等		-	0	149	336	485	485	
合計		2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225	

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		2,146	2,652	558	2,046	2,604	7,402	
	確保方策	教育保育施設	2,146	2,652	362	1,619	1,981	6,779	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,582	362	1,619	1,981	4,563
			幼稚園・認定こども園（1号）	736	24	-	-	-	760
			私学助成を受ける幼稚園	1,410	46	-	-	-	1,456
		地域型保育事業	-	-	45	123	168	168	
		認可外保育施設等	-	0	151	304	455	455	
合計		2,146	2,652	558	2,046	2,604	7,402		
平成33 (2021)	量の見込み		2,068	2,781	598	2,149	2,747	7,596	
	確保方策	教育保育施設	2,068	2,781	392	1,725	2,117	6,966	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,711	392	1,725	2,117	4,828
			幼稚園・認定こども園（1号）	712	24	-	-	-	736
			私学助成を受ける幼稚園	1,356	46	-	-	-	1,402
		地域型保育事業	-	-	52	147	199	199	
		認可外保育施設等	-	0	154	277	431	431	
合計		2,068	2,781	598	2,149	2,747	7,596		
平成34 (2022)	量の見込み		1,992	2,910	639	2,254	2,893	7,795	
	確保方策	教育保育施設	1,992	2,910	421	1,827	2,248	7,150	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,840	421	1,827	2,248	5,088
			幼稚園・認定こども園（1号）	688	24	-	-	-	712
			私学助成を受ける幼稚園	1,304	46	-	-	-	1,350
		地域型保育事業	-	-	59	171	230	230	
		認可外保育施設等	-	0	159	256	415	415	
合計		1,992	2,910	639	2,254	2,893	7,795		

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	48.8	50.9	25.9	53.3	43.8
平成31(2019)年4月	47.2	53.7	28.1	56.4	46.5
平成32(2020)年4月	45.6	56.4	30.3	59.4	49.3
平成33(2021)年4月	44.0	59.2	32.5	62.4	52.0
平成34(2022)年4月	42.4	61.9	34.7	65.5	54.8

■麻生区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成29 (2017) (実績)	確保方策	教育保育施設	2,224	1,407	162	865	1,027	4,658	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,407	162	865	1,027	2,434
			幼稚園・認定こども園（1号）	160	0	-	-	-	160
			私学助成を受ける幼稚園	2,064	0	-	-	-	2,064
			地域型保育事業	-	-	10	41	51	51
		認可外保育施設等	-	247	69	315	384	631	
合計		2,224	1,654	241	1,221	1,462	5,340		
平成30 (2018)	確保方策	量の見込み	2,706	1,667	268	1,348	1,616	5,989	
		教育保育施設	2,706	1,493	167	899	1,066	5,265	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,464	167	899	1,066	2,530
			幼稚園・認定こども園（1号）	153	2	-	-	-	155
			私学助成を受ける幼稚園	2,553	27	-	-	-	2,580
			地域型保育事業	-	-	21	73	94	94
認可外保育施設等	-	174	80	376	456	630			
合計		2,706	1,667	268	1,348	1,616	5,989		
平成31 (2019)	確保方策	量の見込み	2,600	1,766	273	1,412	1,685	6,051	
		教育保育施設	2,600	1,645	183	985	1,168	5,413	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,616	183	985	1,168	2,784
			幼稚園・認定こども園（1号）	148	2	-	-	-	150
			私学助成を受ける幼稚園	2,452	27	-	-	-	2,479
			地域型保育事業	-	-	24	90	114	114
認可外保育施設等	-	121	66	337	403	524			
合計		2,600	1,766	273	1,412	1,685	6,051		

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
平成32 (2020)	量の見込み		2,498	1,867	277	1,477	1,754	6,119	
	確保方策	教育保育施設	2,498	1,744	197	1,062	1,259	5,501	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,715	197	1,062	1,259	2,974
			幼稚園・認定こども園（1号）	143	2	-	-	-	145
			私学助成を受ける幼稚園	2,355	27	-	-	-	2,382
		地域型保育事業	-	-	27	107	134	134	
		認可外保育施設等	-	123	53	308	361	484	
合計		2,498	1,867	277	1,477	1,754	6,119		
平成33 (2021)	量の見込み		2,401	1,930	277	1,516	1,793	6,124	
	確保方策	教育保育施設	2,401	1,849	211	1,136	1,347	5,597	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,820	211	1,136	1,347	3,167
			幼稚園・認定こども園（1号）	731	9	-	-	-	740
			私学助成を受ける幼稚園	1,670	20	-	-	-	1,690
		地域型保育事業	-	-	30	124	154	154	
		認可外保育施設等	-	81	36	256	292	373	
合計		2,401	1,930	277	1,516	1,793	6,124		
平成34 (2022)	量の見込み		2,307	1,991	277	1,553	1,830	6,128	
	確保方策	教育保育施設	2,307	1,943	223	1,206	1,429	5,679	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,914	223	1,206	1,429	3,343
			幼稚園・認定こども園（1号）	707	9	-	-	-	716
			私学助成を受ける幼稚園	1,600	20	-	-	-	1,620
		地域型保育事業	-	-	33	141	174	174	
		認可外保育施設等	-	48	21	206	227	275	
合計		2,307	1,991	277	1,553	1,830	6,128		

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
平成30(2018)年4月	58.5	36.0	18.3	43.9	35.6
平成31(2019)年4月	55.9	38.0	18.6	45.7	37.0
平成32(2020)年4月	53.4	39.9	18.8	47.6	38.3
平成33(2021)年4月	52.2	42.0	19.1	49.6	39.8
平成34(2022)年4月	51.0	44.0	19.4	51.7	41.3

（6）認定こども園の目標設置数及び設置時期

市内施設を対象とした意向調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、認定こども園の今後の施設数を見込みます。幼保連携型認定こども園については、うち数を示します。

＜認定こども園設置数＞

（単位：施設数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
認定こども園	7	10	13	16	3
（うち幼保連携型）	3	4	6	7	2

（7）認可保育所等の定員枠の拡大

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、教育・保育の量の見込みと確保方策に基づき、多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞

（単位：人数）

区 域	平成 30 (2018) 年度整備	平成 31 (2019) 年度整備	平成 32 (2020) 年度整備	平成 33 (2021) 年度整備	4か年度 合計	平成 28 (2016) 年度実績
全 市	2,011	1,791	1,846	1,731	7,379	1,500
川崎区	289	199	169	158	815	239
幸 区	254	229	219	260	962	284
中原区	467	467	502	457	1,893	358
高津区	304	279	228	209	1,020	60
宮前区	269	259	329	259	1,116	205
多摩区	229	219	219	238	905	245
麻生区	199	139	180	150	668	109

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します。

【平成31（2019）年4月に向けた受入枠の拡大（平成30（2018）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
大師本町地内保育所 （川崎区）	新築	60人	未定 （民設民営）	民有地活用型
井田杉山町地内保育所 （中原区）	新築	80人	未定 （民設民営）	民有地活用型
東急新丸子駅周辺保育所 （中原区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
東急溝の口駅周辺保育所 （高津区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
東急二子新地駅周辺保育所 （高津区）	新築	60人	未定 （民設民営）	鉄道事業者活用型
小倉保育園跡地保育所 （幸区）	新築	25人増 （95人→ 120人）	（福）尚徳福祉 会	公立保育所民営化
ごうじ保育園跡地保育所 （中原区）	新築	30人増 （90人→ 120人）	（福）ユーカリ 福祉会	公立保育所民営化
西高津保育園跡地保育所 （高津区）	新築	105人増 （95人→ 200人）	（福）寿会	公立保育所民営化
南菅生保育園跡地保育所 （宮前区）	新築	10人増 （90人→ 100人）	（福）さとり	公立保育所民営化
その他	新築 増改築 改修等	1,521人	未定 （民設民営）	民間事業者活用型、 民有地活用型、 民間事業者自主整 備型等
認可保育所等の新設による 定員増計		2,011人		
既設保育所の定員変更、認 可外保育施設の認可化及び 地域型保育事業による受入 枠の拡大		339人		
受入枠拡大 合計		2,350人		

【平成32（2020）年4月に向けた受入枠の拡大（平成31（2019）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
南河原保育園跡地保育所（幸区）	新築	15人増 (120人⇒ 135人)	(福)都筑福祉 会	公立保育所民営化
南加瀬保育園跡地保育所（幸区）	新築	25人増 (95人⇒ 120人)	未定 (民設民営)	公立保育所民営化
その他	新築 増改築 改修等	1,751人	未定 (民設民営)	民間事業者活用型、 民有地活用型、 民間事業者自主整 備型等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,791人			
既設保育所の定員変更、認可 外保育施設の認可化及び 地域型保育事業による受入 枠の拡大	360人			
受入枠拡大 合計	2,151人			

【平成33（2021）年4月に向けた受入枠の拡大（平成32（2020）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
市有地活用型、民間事業者 活用型、民有地活用型、鉄 道事業者活用型、民間事業 者自主整備型、公立保育所 の民営化等による整備	新築 増改築 改修等	1,846人	未定 (民設民営)	市有地活用型、民間 事業者活用型、民有 地活用型、鉄道事業 者活用型、民間事業 者自主整備型、公立 保育所の民営化等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,846人			
既設保育所の定員変更、認可 外保育施設の認可化及び 地域型保育事業による受入 枠の拡大	281人			
受入枠拡大 合計	2,127人			

【平成34（2022）年4月に向けた受入枠の拡大（平成33（2021）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	運営主体	整備手法
市有地活用型、民間事業者活 用型、民有地活用型、鉄道事 業者活用型、民間事業者自主 整備型等による整備	新築 増改築 改修等	1,731人	未定 (民設民営)	市有地活用型、民間 事業者活用型、民有 地活用型、鉄道事業 者活用型、民間事業 者自主整備型等
認可保育所等の新設による 定員増計	1,731人			
既設保育所の定員変更、認可 外保育施設の認可化及び地 域型保育事業による受入 枠の拡大	306人			
受入枠拡大 合計	2,037人			

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。なお、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

（1）妊婦健康診査

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 （1）妊婦・乳幼児健康診査事業

②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、推計妊娠届出数（推計出生数（0歳児の将来人口推計と同数と見込む。）1.05（過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合））及び妊婦健康診査の延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数・妊娠届出数の過去平均）を乗じて算出します。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数、※2 人数、※3 件数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
量の見込み ※1	178,342	179,618	180,968	179,990	-
確保方策 ※1	178,342	179,618	180,968	179,990	179,638
(参考) 推計出生数 ※2	14,394	14,497	14,606	14,527	14,722
(参考) 推計妊娠届出数 ※3	15,114	15,222	15,336	15,253	15,132

（2）乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業（2）母子保健指導・相談事業

④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」または「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新生児訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ● こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の実績を勘案した0歳児の将来人口推計をもとに、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた、乳児が在宅する全戸を訪問件数として見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● こんにちは赤ちゃん事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援に繋げていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：登録訪問員総数 899 人（平成 29（2017）年度時点） 実施機関：各区保健福祉センター

（単位：訪問件数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,743	1,748	1,755	1,736	-
	確保方策	1,743	1,748	1,755	1,736	1,602
幸区	量の見込み	1,631	1,667	1,704	1,692	-
	確保方策	1,631	1,667	1,704	1,692	1,533
中原区	量の見込み	2,684	2,734	2,784	2,815	-
	確保方策	2,684	2,734	2,784	2,815	2,746
高津区	量の見込み	2,134	2,137	2,141	2,114	-
	確保方策	2,134	2,137	2,141	2,114	2,201
宮前区	量の見込み	2,025	2,026	2,027	2,004	-
	確保方策	2,025	2,026	2,027	2,004	1,964
多摩区	量の見込み	1,707	1,701	1,696	1,695	-
	確保方策	1,707	1,701	1,696	1,695	1,917
麻生区	量の見込み	1,347	1,353	1,360	1,338	-
	確保方策	1,347	1,353	1,360	1,338	1,336
全市域	量の見込み	13,271	13,366	13,467	13,394	-
	確保方策	13,271	13,366	13,467	13,394	13,299

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業（1）児童虐待防止対策事業

⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	平成28（2016）年度及び29（2017）年度に実施施設数が増加しているため、平成29（2017）年度4月から8月の実績をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：※1 年間延べ利用人数、※2 施設数）

全市域		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
量の見込み ※1		1,900	1,950	2,000	2,050	-
確保方策 ※1		1,900	1,950	2,000	2,050	1,231
(参考) 施設数 ※2	乳児院	2	2	2	2	2
	児童養護施設	4	4	4	4	3

（4）養育支援訪問事業

ア 専門的相談支援

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業（2）母子保健指導・相談事業

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	支援が必要な家庭の割合が増加するものと考えています。平成 28（2016）年度訪問件数が出生数の 2.6%にあたることから、平成 30（2018）年度は 2.7%、平成 31（2019）年度は 2.8%と毎年 0.1%ずつ増加するとして量を見込みますが、平成 32（2020）年度を 0 歳児の人口推計のピークと見込んでいますので、平成 33（2021）年度は同数としています。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実や支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数）

全市域	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
量の見込み ※1	389	406	424	424	-
確保方策 ※1	389	406	424	424	386

イ 育児・家事援助

施策の方向性Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業（2）児童相談所運営事業

③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	今後も児童虐待通告件数の増加が見込まれ、児童相談所で把握した要支援家庭に対して、より充実した支援を行う必要があります。育児・家事援助は、児童虐待通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと考えられますが、実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数）

全市域	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
量の見込み	135	139	143	148	-
確保方策	135	139	143	148	135

（5）病児・病後児保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（5）認可外保育施設支援事業

③病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	病児・病後児保育のニーズについては、疾病の流行等に影響されるなどの要素があることから、過去の実績等を勘案し見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区1か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	878	937	1,025	1,113	-
	確保方策	878	937	1,025	1,113	736
幸区	量の見込み	1,054	1,113	1,171	1,249	-
	確保方策	1,054	1,113	1,171	1,249	929
中原区	量の見込み	996	1,083	1,171	1,259	-
	確保方策	996	1,083	1,171	1,259	842
高津区	量の見込み	1,581	1,698	1,786	1,845	-
	確保方策	1,581	1,698	1,786	1,845	1,392
宮前区	量の見込み	1,552	1,640	1,728	1,815	-
	確保方策	1,552	1,640	1,728	1,815	1,361
多摩区	量の見込み	1,640	1,757	1,874	1,991	-
	確保方策	1,640	1,757	1,874	1,991	1,477
麻生区	量の見込み	996	1,054	1,113	1,171	-
	確保方策	996	1,054	1,113	1,171	247
全市域	量の見込み	8,697	9,282	9,868	10,443	-
	確保方策	8,697	9,282	9,868	10,443	6,984

（6）利用者支援事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（1）待機児童対策事業

①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な保健福祉センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区の保健福祉センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数）

区域		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市域	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

（7）延長保育事業

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（3）民間保育所運営事業

⑤延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施しております。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就労形態の多様化に伴い、延長保育の利用人数が増加するものとして見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,105	1,241	1,352	1,474	-
	確保方策	1,105	1,241	1,352	1,474	992
幸区	量の見込み	1,052	1,161	1,251	1,357	-
	確保方策	1,052	1,161	1,251	1,357	1,058
中原区	量の見込み	2,064	2,266	2,473	2,689	-
	確保方策	2,064	2,266	2,473	2,689	1,928
高津区	量の見込み	1,515	1,690	1,833	1,991	-
	確保方策	1,515	1,690	1,833	1,991	1,348
宮前区	量の見込み	1,318	1,376	1,492	1,620	-
	確保方策	1,318	1,376	1,492	1,620	1,238
多摩区	量の見込み	1,253	1,403	1,528	1,663	-
	確保方策	1,253	1,403	1,528	1,663	1,254
麻生区	量の見込み	780	807	873	948	-
	確保方策	780	807	873	948	734
全市域	量の見込み	9,087	9,944	10,802	11,742	-
	確保方策	9,087	9,944	10,802	11,742	8,552

（8）放課後児童健全育成事業

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業（6）わくわくプラザ事業

①わくわくプラザ事業の実施

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の月間実利用人数（放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」）を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 ● 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業を実施しながら、職員の質の向上を図ります。

（単位：月間実利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	948	999	1,039	1,093	-
	確保方策	948	999	1,039	1,093	896
幸区	量の見込み	804	849	901	959	-
	確保方策	804	849	901	959	695
中原区	量の見込み	1,278	1,351	1,429	1,529	-
	確保方策	1,278	1,351	1,429	1,529	1,180
高津区	量の見込み	1,090	1,156	1,233	1,316	-
	確保方策	1,090	1,156	1,233	1,316	941
宮前区	量の見込み	957	1,003	1,043	1,087	-
	確保方策	957	1,003	1,043	1,087	851
多摩区	量の見込み	893	995	1,064	1,159	-
	確保方策	893	995	1,064	1,159	714
麻生区	量の見込み	768	814	851	903	-
	確保方策	768	814	851	903	616
全市域	量の見込み	6,738	7,167	7,560	8,046	-
	確保方策	6,738	7,167	7,560	8,046	5,893

（9）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用実績及び過去の実績を勘案した将来人口推計をもとに、利用人数を見込みますが、平成32（2020）年度を就学前児童の将来人口推計のピークと見込んでいますので、平成33（2021）年度は同数としています。
確保方策の考え方	リーフレットなどによる施設の周知等、利用者数の増加に向けた取組の強化に努めるとともに、施設の利便性や狭隘等を考慮しながら必要に応じて検討を行い、あわせて、新たな公立保育所やこども文化センターと連携を図りながら、地域子育て支援事業の充実に向けた取組を進めます。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	37,954	38,182	38,411	38,411	-
	確保方策	37,954	38,182	38,411	38,411	37,728
幸区	量の見込み	40,393	40,635	40,879	40,879	-
	確保方策	40,393	40,635	40,879	40,879	40,152
中原区	量の見込み	41,364	41,612	41,862	41,862	-
	確保方策	41,364	41,612	41,862	41,862	41,117
高津区	量の見込み	45,163	45,434	45,707	45,707	-
	確保方策	45,163	45,434	45,707	45,707	44,894
宮前区	量の見込み	54,375	54,701	55,029	55,029	-
	確保方策	54,375	54,701	55,029	55,029	54,051
多摩区	量の見込み	29,098	29,273	29,449	29,449	-
	確保方策	29,098	29,273	29,449	29,449	28,924
麻生区	量の見込み	29,936	30,116	30,297	30,297	-
	確保方策	29,936	30,116	30,297	30,297	29,757
全市域	量の見込み	278,283	279,953	281,634	281,634	-
	確保方策	278,283	279,953	281,634	281,634	276,623

（10）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（6）幼児教育推進事業

①幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	過去の利用実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等に基づく今後の実施園の増加見込みを踏まえて延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施希望調査の結果を踏まえて、一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	25,315	26,780	27,414	27,551	-
	確保方策	25,315	26,780	27,414	27,551	20,323
幸区	量の見込み	23,232	24,577	25,158	25,284	-
	確保方策	23,232	24,577	25,158	25,284	16,091
中原区	量の見込み	28,460	30,107	30,820	30,974	-
	確保方策	28,460	30,107	30,820	30,974	23,754
高津区	量の見込み	34,977	37,001	37,877	38,067	-
	確保方策	34,977	37,001	37,877	38,067	26,200
宮前区	量の見込み	39,370	41,648	42,634	42,847	-
	確保方策	39,370	41,648	42,634	42,847	28,532
多摩区	量の見込み	23,830	25,210	25,806	25,935	-
	確保方策	23,830	25,210	25,806	25,935	18,190
麻生区	量の見込み	27,902	29,519	30,216	30,369	-
	確保方策	27,902	29,519	30,216	30,369	20,983
全市域	量の見込み	203,086	214,842	219,925	221,027	-
	確保方策	203,086	214,842	219,925	221,027	154,073

（11）一時預かり事業（保育所における一時預かり）

施策の方向性Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（3）民間保育所運営事業

④一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	多様化する就労形態や子育て家庭のニーズの広がりに伴い、一時預かり事業の利用者数が増加するものとして見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所の民営化や新設に伴い、一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 多様化する就労形態や子育て家庭のニーズに対応するため、土曜・日曜や1日9時間超の開所を行う施設を拡充します。

（単位：年間延べ利用人数）

区域		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み	15,218	15,744	15,891	16,036	-
	確保方策	15,218	15,744	15,891	16,036	12,882
幸区	量の見込み	16,460	17,993	20,091	20,274	-
	確保方策	16,460	17,993	20,091	20,274	13,772
中原区	量の見込み	25,474	27,658	27,915	30,099	-
	確保方策	25,474	27,658	27,915	30,099	22,950
高津区	量の見込み	21,797	23,514	23,733	23,949	-
	確保方策	21,797	23,514	23,733	23,949	19,944
宮前区	量の見込み	17,623	18,571	18,744	18,914	-
	確保方策	17,623	18,571	18,744	18,914	15,453
多摩区	量の見込み	17,158	17,750	17,915	18,078	-
	確保方策	17,158	17,750	17,915	18,078	16,710
麻生区	量の見込み	14,035	14,520	14,655	14,788	-
	確保方策	14,035	14,520	14,655	14,788	14,035
全市域	量の見込み	127,765	135,750	138,944	142,138	-
	確保方策	127,765	135,750	138,944	142,138	115,746

（12）ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の就学前児童数と延べ利用人数との比率及び過去の実績を勘案した将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みますが、平成 32（2020）年度を就学前児童の人口推計のピークと見込んでいますので、平成 33（2021）年度は同数としています。 ● 子育てヘルパー会員数は、延べ利用人数の量の見込みの平均伸び率をもとに算出します。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：※1 年間延べ利用人数、※2 人数）

区域		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 28 (2016) 年度実績
川崎区	量の見込み※1	1,726	1,739	1,751	1,751	-
	確保方策※1	1,726	1,739	1,751	1,751	1,688
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	133	135	138	138	132
幸区	量の見込み※1	2,297	2,314	2,331	2,331	-
	確保方策※1	2,297	2,314	2,331	2,331	1,642
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	117	119	121	121	116
中原区	量の見込み※1	5,352	5,390	5,429	5,429	-
	確保方策※1	5,352	5,390	5,429	5,429	5,762
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	177	180	183	183	194
高津区	量の見込み※1	2,757	2,776	2,797	2,797	-
	確保方策※1	2,757	2,776	2,797	2,797	1,638
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	107	109	110	110	95
宮前区	量の見込み※1	1,793	1,806	1,819	1,819	-
	確保方策※1	1,793	1,806	1,819	1,819	1,222
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	101	103	104	104	85
多摩区	量の見込み※1	1,425	1,435	1,446	1,446	-
	確保方策※1	1,425	1,435	1,446	1,446	2,128
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	103	104	106	106	95
麻生区	量の見込み※1	1,114	1,121	1,129	1,129	-
	確保方策※1	1,114	1,121	1,129	1,129	1,516
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	64	66	68	68	58
全市域	量の見込み※1	16,464	16,581	16,702	16,702	-
	確保方策※1	16,464	16,581	16,702	16,702	15,596
	(参考) 子育てヘルパー会員※2	802	816	830	830	775

第7章



計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

～ 家庭の役割 ～

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々とながかりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることができる子育てをすることが期待されています。

～ 子ども・若者に関わる施設の役割 ～

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

～ 地域の役割 ～

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

～ 企業の役割 ～

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

～ 行政の役割 ～

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

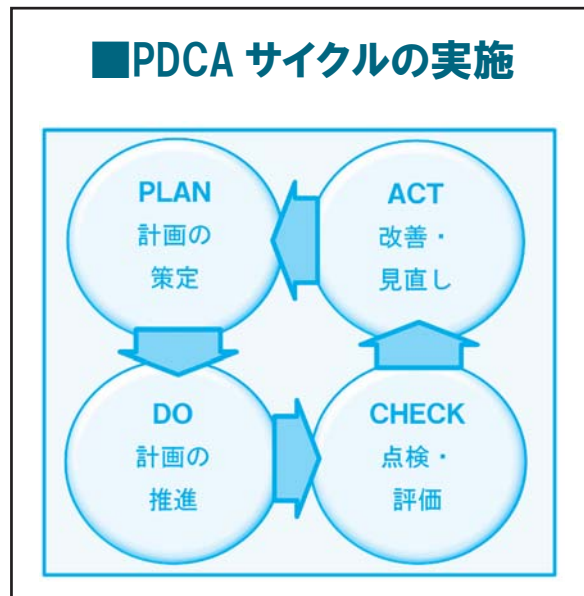
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（1）第4章の進行管理

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第2期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



（2）第5章の進行管理

第5章の進行管理にあたっては、第4章の進行管理と整合性を図りながら、位置付けた3つの課題における推進項目などについて、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

（3）第6章の進行管理

第6章の進行管理にあたっては、毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（1）川崎市こども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進をするため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（2）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

また、青少年の総合的な施策の推進に向けて必要な事項を審議する「川崎市青少年問題協議会」などにも、適切に報告をしながら、意見聴取を行い、子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
平成 29 年 6 月 22 日	第 1 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価
平成 29 年 7 月 4 日	第 2 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、見直し
平成 29 年 8 月 24 日	第 3 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、見直しの考え方、中間評価 ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の年度評価（報告） ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の年度評価（報告）
平成 29 年 9 月 21 日	第 4 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の児童人口推計、「量の見込み」の見直し
平成 29 年 11 月 29 日	第 5 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「子どもの未来応援プラン」の中間評価、「量の見込み」と「確保方策」の見直し ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定 ・子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について
平成 29 年 12 月 6 日	第 2 回子ども・子育て会議 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価、中間評価、児童人口推計、「量の見込み」と「確保方策」の見直し ・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定 ・子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について
平成 30 年 1 月 16 日	第 3 回子ども・子育て会議 ・子ども・若者に関する計画について
平成 30 年 2 月 28 日	第 6 回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）について
平成 30 年 3 月 22 日	第 4 回子ども・子育て会議 ・川崎市子ども・若者の未来応援プランの策定について

<川崎市こども施策庁内推進本部会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
平成 29 年 8 月 18 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」総括評価 ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の進捗状況
平成 29 年 8 月 22 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議 ・「子どもの未来応援プラン」の年度評価 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書・「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」総括評価 ・「川崎市子ども・若者ビジョン」の進捗状況

平成 29 年 10 月 13 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議検討部会（子ども安全推進部会） ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について
平成 29 年 10 月 25 日	第 1 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 2 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」及び「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の改定について ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 7 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議 ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 17 日	第 2 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 11 月 30 日	第 3 回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 12 月 8 日	第 4 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」について
平成 29 年 12 月 26 日	第 4 回こども施策庁内推進本部会議 ・「(仮称) 川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)の策定について
平成 30 年 3 月 9 日	第 5 回こども施策庁内推進本部会議幹事会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」について
平成 30 年 3 月 20 日	第 5 回こども施策庁内推進本部会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定について

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	◆	大野 伸之	子育て支援従事者	川崎西部地域療育センター 地域支援課長
	◆	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	◆	片岡 正	医療	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	★	佐藤 毅	児童相談所	川崎市こども家庭センター 所長
	■ ◆	佐藤 康富	有識者	鎌倉女子大学短期大学部 教授
○	■	柴田 頼子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	◆	杉山 徹子	市民委員	公募委員
	◆	鈴木 伸司	教育	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関 和子	子育て支援従事者	特定非営利活動法人グローイン・グランマ代表
	★	関川 房代	子育て支援従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当
	■	竹内 順哉	労働団体	川崎地域連合 副議長
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 園長
	■ ◆	坪井 葉子	有識者	洗足こども短期大学 教授
	★	豊島 このみ	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
	★	徳留 直子	市民委員	公募委員
	★	富岡 茂太郎	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	★	中山 紳一	事業主代表	川崎商工会議所 副会頭
	◆	堀 晴久	認可外保育施設	株式会社ぶどうの木 代表取締役
◎	■	村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 教授
	★	山田 雅太	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
	■ ★	吉田 弘道	有識者	専修大学 教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則(平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	子ども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

	局名	部課名	職名
◎	子ども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	子ども未来局	総務部	部長
	子ども未来局	子育て推進部	部長
	子ども未来局	子ども支援部	部長
	子ども未来局	青少年支援室	室長
	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	保健福祉センター	所長・副所長

川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
幸区役所	保健福祉センター	所長・副所長
中原区役所	保健福祉センター	所長・副所長
高津区役所	保健福祉センター	所長・副所長
宮前区役所	保健福祉センター	所長・副所長
多摩区役所	保健福祉センター	所長・副所長
麻生区役所	保健福祉センター	所長・副所長
川崎区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
幸区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
中原区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
高津区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
宮前区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
多摩区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
麻生区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
教育委員会事務局	総務部	部長
教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課

5 パブリックコメント手続実施結果（概要）

（1）概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、平成30(2018)年度から4年間を計画期間とする「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、16通(意見総数67件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

（2）意見募集の概要

題名	「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)
意見の募集期間	平成30(2018)年1月19日(金)から2月17日(土)(30日間)
意見の提出方法	インターネット(フォームメール)、電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより(平成30(2018)年2月1日号) ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設(地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター)において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明等

（3）結果の概要

◇意見提出数 16通(電子メール9通、ファックス2通、持参5通)

◇意見件数 67件(電子メール38件、ファックス23件、持参6件)

項目	A	B	C	D	E	件数
(1)理念・基本的な視点等に関する事		1		1		2
(2)施策の方向性Ⅰに関する事		5	1	13		19
(3)施策の方向性Ⅱに関する事		6		6		12
(4)施策の方向性Ⅲに関する事		2	1	9		12
(5)子ども・若者を取り巻く個別課題に関する事		5		1		6
(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関する事		1				1
(7)計画(素案)全般に関する事、その他	1	2		6	6	15
合計	1	22	2	36	6	67

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

（4）意見の内容と対応

「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)の内容に対して、小児医療費助成、認可保育所の整備、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策、学校教育などの充実を求める御意見等が寄せられました。御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、案に対する要望の御意見、記載内容への加筆を求める御意見などについて、記載内容への加筆を求める御意見等を一部反映し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を取りまとめました。

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

平成 30(2018)年 3 月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話 044-200-3028
F A X 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市